

## 千葉市行政実務研修員に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、民間企業等に勤務する者（以下「企業等社員」という。）を千葉市行政実務研修員(以下「研修員」という。)として受入れることにより、研修員の資質の向上及び、本市の行政運営の活性化を図ることを目的とする。

### (受入れ基準)

第2条 研修員の受入れは、前条の目的に合致し市行政の公正性を阻害するおそれがないと判断した場合に限る。

### (研修期間)

第3条 研修員の研修期間は、原則として1年とする。ただし、研修の目的を効果的に達成するため又は、特段の事情がある場合は、当該企業等社員が勤務する民間企業等(以下「派遣企業」という。)と協議のうえ、1年を超える研修期間を定めることができる。

### (給与)

第4条 研修期間における研修員の給与(通勤費を含む。)は、派遣企業の負担とする。

### (出張旅費)

第5条 研修員の研修業務上必要な出張旅費については、原則として千葉市が負担する。

### (サービス)

第6条 研修員は、研修期間中、千葉市職員に適用される法令等を遵守しなければならない。

### (勤務時間その他の勤務条件)

第7条 研修員の勤務時間その他の勤務条件は、千葉市職員に適用される法令等の

例による。

(研修中の災害等)

第 8 条 研修中の災害及び通勤による災害が生じた場合は、派遣企業の業務上の災害として取り扱い、派遣企業の責任において処理する。

(発令)

第 9 条 研修員の発令は、別記様式第 1 号により行うこととする。

(行政実務研修員証の交付)

第 10 条 研修員に、千葉市行政実務研修員証(別記様式第 2 号)を交付する。

(秘密を守る義務)

第 11 条 研修員は、千葉市において職務上知り得た秘密を研修中及び研修終了後においても漏らしてはならない。

(誓約)

第 12 条 研修員は、研修開始に際して、別記様式第 3 号により誓約を行うものとする。

(協定の締結)

第 13 条 研修の実施に関し、必要であると認めるときは、市及び派遣企業との間において、協定を締結することができる。

(その他必要事項)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この研修の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。